

京都市雨水浸透ます設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総合的な治水対策を促進するため、雨水浸透ますを設置するものに対し、雨水浸透ます設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水浸透ます 敷地内に降った雨を雨どいから集水し、側面及び底面の孔から地中に浸透させる機能を有する施設をいう。
- (2) 設置工事 雨水浸透ますを新規に設置する工事をいう。
- (3) 取替工事 既設の雨水ますを雨水浸透ますに取り替える工事をいう。
- (4) 付帯工事 取替工事の実施に伴い必要が生じた舗装の撤去、復旧等の工事をいう。
- (5) 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。

(雨水浸透ますの構造及び設置)

第3条 雨水浸透ますの構造及び設置の技術上の基準については、京都市雨水浸透ます設置基準による。

2 この要綱による助成の対象となる設置工事及び取替工事は、京都市指定下水道工事業者により行うものとする。ただし、開発行為における設置工事についてはこの限りではない。

(交付の対象)

第4条 助成金は、本市における公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域内において、建築物等に雨水浸透ます（次の各号に掲げるものを除く。）を設置した者に対して交付する。

- (1) 国及び他の地方公共団体が設置する雨水浸透ます
- (2) 展示の用に供するために設置する雨水浸透ます
- (3) 既に助成金の交付の対象となった雨水浸透ます
- (4) その他京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が助成金を交付することが適当でないと認める雨水浸透ます

2 助成の対象とする雨水浸透ますは、一の建築物等につき4基までとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 設置工事を行う場合
1基当たり25,000円
- (2) 取替工事を行う場合
取替工事に要する費用の額（1基当たり70,000円を限度とする。）及び
付帯工事に要する費用の額（1基当たり30,000円を限度とする。）

2 前項の規定による助成金の額に、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 条例第9条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行おうとする者（以下「申請予定者」という。）は、設置工事又は取替工事を実施する前に管理者と協議しなければならない。

2 申請予定者は前項の協議を行うときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 雨水浸透ますの構造図又はカタログの写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、第1項の協議を終えたときは、技術協議済書により申請予定者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 交付申請は、前条に定める事前協議を行ったうえで、雨水浸透ますを設置した日から起算して1年以内に京都市雨水浸透ます設置助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 技術協議済書の写し
- (2) 申請者名と設置場所が確認できるもの（申請日前3箇月以内に取得したものに限る。）
- (3) 申請者以外の者が雨水浸透ますを設置する土地を所有している場合は、その者が当該土地を所有していることを確認できるもの（申請日前3箇月以内に取得したものに限る。）
- (4) 設置工事又は取替工事の過程が確認できる写真
- (5) 付帯工事の過程が確認できる写真
- (6) 設置工事又は取替工事に要した費用が確認できるもの
- (7) 付帯工事に要した費用が確認できるもの
- (8) 排水設備工事確認申請書の写し（開発行為における設置工事は除く。）
- (9) その他管理者が必要と認める書類

3 前項第3号に規定する場合においては、雨水浸透ますの設置について、当該土地の所有者から同意を得なければならない。

4 第4条に規定する「設置した者」が事業を行う法人等である場合は、交付の申請をするに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税（以下これらを「消費税」という。）に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税として控除することができる部分の金額に助成対象経費に占める助成金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合についてはこの限りでない。

（標準処理期間）

第8条 管理者は、交付申請があったときは、申請書が事務所に到達した日から起算して20日以内に、条例第10条の決定を行うものとする。

（交付の決定の通知）

第9条 条例第12条第1項に規定する通知は、京都市雨水浸透ます設置助成金交付決定通

知書（第2号様式）によって、同条第2項に規定する通知は、京都市雨水浸透ます設置助成金不交付決定通知書（第3号様式）によって行う。

2 管理者は、条例第10条第1項の規定により助成金の交付の決定を行ったときは、当該交付の決定額を上限とし助成金を支払う。

（交付請求）

第10条 前条第1項に規定する京都市雨水浸透ます設置助成金交付決定通知を受けた者は、速やかに京都市雨水浸透ます設置助成金交付請求書（第4号様式）を管理者に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第11条 助成金の交付を受けた者のうち交付申請時に当該助成金に係る消費税に係る仕入控除税額が明らかでなく、当該消費税に係る仕入控除税額を含めて交付を受けた者は、消費税の申告により当該消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（雨水浸透ますの維持管理）

第12条 雨水浸透ますが設置された建築物等を管理する責任を負うものは、雨水浸透ますの機能を維持するために必要となる点検、補修、清掃等の維持管理を行わなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市雨水浸透ます設置助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第7条の規定による申請をした者について適用する。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

京都市雨水浸透ます設置助成金制度交付申請書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者 住 所
氏 名
電 話

雨水浸透ます設置に要する費用について助成金の交付を受けたいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。また、助成金の交付を受けるに当たっては、下記誓約事項のとおり誓約します。

記

1 事前技術協議について

事前技術協議済日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 事前技術協議整理番号 _____

2 雨水浸透ますの設置工事内容

- (1) 設置工事内容 別紙「雨水浸透ます設置工事内容詳細」のとおり
(2) 工事の区分 新たに設置 雨水ますからの取り替え
(3) 建物の形態 自宅 工場・事務所・店舗 借家・アパート その他（ _____ ）
(4) 設置場所 申請者の住所と同じ
それ以外（ _____ 区 _____ ）

*申請者と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意が必要です。

上記の設置場所に雨水浸透ますを設置することを同意します。

土地所有者 住 所
氏 名

3 交付申請額 金 _____ , _____ 00 円（ 税込 ・ 税抜 ）
どちらかに○をしてください

個人 法人等

※個人の申請者の方は、【消費税込】金額で申請してください。

個人事業主又は法人の申請者の方は、法人等を選択のうえ、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は【消費税抜】金額、明らかでない場合は【消費税込】金額で申請してください。）

誓約事項

- 1 雨水浸透ますの設置目的に沿った機能を維持するために必要となる点検、補修、清掃等の維持管理を行い、それに要する費用を負担します。
- 2 雨水浸透ますの設置又は管理に起因して、自己又は第三者に損害が生じたときは、自らの責任において復旧、解決します。

第2号様式（第9条関係）

京都市雨水浸透ます設置助成金交付決定通知書

京都市指令 第 号

様	年 月 日
住所	京都市公営企業管理者上下水道局長 印

年 月 日付けで申請のあった京都市雨水浸透ます設置助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条□第1項・□第2項の規定により、交付することを決定しましたので、同条例第12条第1項の規定により通知します。

助成金の交付に当たっては、京都市雨水浸透ます設置助成金交付請求書（第4号様式）の提出が必要となりますので、速やかに提出してください。

設 置 工 事 内 容	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ますを新たに設置する工事 <input type="checkbox"/> 雨水ますからの取り替え工事 <input type="checkbox"/> 取り替え時に発生した附帯工事
設 置 場 所	
設 置 基 数	
交 付 金 の 額	金 円
担 当 部 署	電話 ー

交付条件

- 1 助成金の申請時に当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合で、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により管理者に報告すること。
- 2 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条又は23条の規定に該当した場合は、助成金の交付を取り消し、又は交付した助成金を返還すること。

第3号様式（第9条関係）

京都市雨水浸透ます設置助成金不交付決定通知書

京都市指令 第 号

様	年 月 日
住所	京都市公営企業管理者上下水道局長 印

年 月 日付けで申請のあった京都市雨水浸透ます設置助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第3項の規定により、交付しないことを決定しましたので、同条例第12条第2項の規定により通知します。

交付しない理由	
担 当 部 署	電話 ー

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第10条関係）

京都市雨水浸透ます設置助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付けで通知のあった京都市雨水浸透ます設置助成金の交付を
下記のとおり請求します。

記

設置場所 京都市 区

交付請求金額 , 00円

振込指定口座 *申請者と同一名義のものに限ります。

金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	
口座番号			
受 取 人	ふりがな		
	氏名		
	住所		
	電話		

第5号様式（第11条関係）

京都市雨水浸透ます設置助成金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者の住所又は 〒
会社の所在地
申請者の氏名又は
会社の名称及び代表者名

年 月 日付けで京都市指令 第 号で交付決定した上記助成金に関する
年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市雨水浸透ま
す設置助成金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 雨水浸透ますの設置場所

2 交付額（管理者が交付決定通知書により通知した額）

金 _____, _____ 00 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除額税額（要助成金返還額）

金 _____, _____ 円

注 別紙として積算の内訳等、3の金額が分かるものを添付してください。